

昭和四十九年運輸省令第三十六号

第一回 小型船舶安全規則	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定に基づき、小型船舶安全規則を次のように定める。
第一章 総則	第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第二章 船体	第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第三章 機関	第三条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第四章 通則	第四章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	第五章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第六章 救命設備	第六章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第七章 救命設備の要件	第七章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第八章 救命設備の備付基準	第八章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第九章 航海用具	第九章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十章 電気設備	第十章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十一章 特殊設備	第十一章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十二章 復原性	第十二章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十三章 操縦性	第十三章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	第十四章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十五章 雜則	第十五章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。

第一回 小型船舶安全規則	(適用)
第一章 総則	第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第二章 船体	第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第三章 機関	第三条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第四章 通則	第四章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	第五章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第六章 救命設備	第六章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第七章 救命設備の要件	第七章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第八章 救命設備の備付基準	第八章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第九章 航海用具	第九章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十章 電気設備	第十章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十一章 特殊設備	第十一章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十二章 復原性	第十二章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十三章 操縦性	第十三章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	第十四章第一項の規定により漁船以外の小型船舶に適用する。

第一回 小型船舶安全規則	第二条 この省令において「小型船舶」とは、次
第一章 総則	二 総トン数二十トン以上のものであつて、ス
第二章 船体	ポーツ又はレクリエーションの用のみに供す
第三章 機関	るものとして告示で定める要件に適合する船
第四章 通則	の各号のいずれかに該当する船舶であつて、国
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	際航海に従事する旅客船以外のものをいう。
第六章 救命設備	一 総トン数二十トン未満のもの
第七章 救命設備の要件	二 総トン数二十トン以上のものであつて、ス
第八章 救命設備の備付基準	ポーツ又はレクリエーションの用のみに供す
第九章 航海用具	るものとして告示で定める要件に適合する船
第十章 電気設備	の各号のいずれかに該当する船舶であつて、国
第十一章 特殊設備	際航海に従事する旅客船以外のものをいう。
第十二章 復原性	一 船の長さ(上甲板の下面における船首材の
第十三章 操縦性	前面から船尾材の後面までの水平距離をい
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	う。)が四メートル未満で、かつ、船の幅

第一回 小型船舶安全規則	三 ハンドルバー方式の操縦装置を用いるもの
第一章 総則	その他の身体のバランスを用いて操縦を行う
第二章 船体	ことが必要なものであること。
第三章 機関	ト式ポンプを駆動させることによつて航行するものである。
第四章 通則	この省令において「沿岸小型船舶」とは、沿
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	海区域を航行区域とする小型船舶であつて、そ
第六章 救命設備	の航行区域が次に掲げる区域に限定されている
第七章 救命設備の要件	ものをいう。
第八章 救命設備の備付基準	一 平水区域
第九章 航海用具	二 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接する
第十章 電気設備	ものの各海岸から五海里以内の水域
第十一章 特殊設備	
第十二章 復原性	
第十三章 操縦性	
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	

第一回 小型船舶安全規則	その他の甲板口(機関室口を除く)。次項において同じ。には、コーミングを設け、かつ、風雨密に閉鎖することができるふた板(ターポリン等)適当な閉鎖装置を備えなければならぬ。ただし、検査機関が当該甲板口の用途、当
第一章 総則	域に限定されているものをいう。
第二章 船体	5 この省令において「検査機関」とは、管海官署又は小型船舶検査機構をいう。
第三章 機関	6 前各項に規定するもののほか、この省令において規定する用語は、船舶安全法において使用する用語の例による。
第四章 通則	(同等効力)
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	3 第三条 小型船舶の船体、機関、設備及び属具であつて、検査機関がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものに
第六章 救命設備	ついては、この省令の規定にかかるらず、検査機関の指示するところによるものとする。
第七章 救命設備の要件	(特殊な小型船舶)
第八章 救命設備の備付基準	第四条 潜水艇等の特殊な小型船舶であつて、この省令により難い特別の理由があると検査機関が認めるものについては、この省令の規定にかかるらず、検査機関の指示するところによるものとする。
第九章 航海用具	第五条 (材料及び構造)
第十章 電気設備	第六条 各部の工事は、良好かつ有効なものでなければならない。
第十一章 特殊設備	第五条 船体は、適当な材料を使用したものであり、かつ、航行に十分堪えることができる構造のものでなければならない。
第十二章 復原性	(工事)
第十三章 操縦性	第六条 各部の工事は、良好かつ有効なものでなければならない。
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	第五条 船体は、適当な材料を使用したものであり、かつ、航行に十分堪えることができる構造のものでなければならない。
第一回 小型船舶安全規則	第七条 第二回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第一章 総則	な隔壁で囲まなければならない。
第二章 船体	前項の機関室口は、堅ろう
第三章 機関	他の開口には、風雨密に閉鎖することができる
第四章 通則	適当な閉鎖装置を備えなければならない。
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮してさしつかえない
第六章 救命設備	認める場合は、コーミングの高さをその指示するところにより減ずることができる。
第七章 救命設備の要件	第九条 削除
第八章 救命設備の備付基準	(機関室口閉壁)
第九章 航海用具	第十条 第七条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十章 電気設備	な隔壁で囲まなければならない。
第十一章 特殊設備	前項の機関室口は、堅ろう
第十二章 復原性	他の開口には、風雨密に閉鎖することができる
第十三章 操縦性	適当な閉鎖装置を備えなければならない。
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	第十一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第一回 小型船舶安全規則	な隔壁で囲まなければならない。
第一章 総則	3 第八条第二回の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。
第二章 船体	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第三章 機関	3 第八条第二回の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。
第四章 通則	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第五章 操縦、係船及び揚錨の設備	3 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第六章 救命設備	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第七章 救命設備の要件	3 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第八章 救命設備の備付基準	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第九章 航海用具	3 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十章 電気設備	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十一章 特殊設備	3 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十二章 復原性	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十三章 操縦性	3 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう
第十四章 特殊小型船舶に関する特則	2 第八条第一回の規定により設けなければならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう

第四十八条		小型船舶用膨脹式救命いかだの儀装品	
名称	浮輪	の数	摘要
ナイフ	一個	一個	長さ三十メートル以上の浮揚性の索に結びつけられたもの
一個			次の表に定める儀装品を備え付けなければならぬ。

十三 滲脹した状態において円形、だ円形又はこれらに類似する形状を有するものであること。

十四 摂氏四十度から摂氏零下二十度までの範囲の温度を通じて使用することができる、と。

十五 定員は、四人以上であること。
(小型船舶用膨脹式救命いかだの定員)

第四十七条 小型船舶用膨脹式救命いかだの定員は、膨脹した状態における気室（支柱及びスオートの占める部分を除く。）の容積（単位方デシメートル）を八十五で除して得た最大整数又は膨脹した状態における床（スオートの占める部分を含む。）の面積（単位 平方センチメートル）を三千七百二十で除して得た最大整数のうちいづれか小さい数に等しいものとす

により自動的に膨脹するものである。高圧ガスを使用する場合にあっては、高圧ガスを充てんするための容器（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に適合するもの）及び充てん装置は、気室の外側に格納され、かつ、常時安全に保たれるようになに適当な材料で保護されていること。

十一 充気ポンプ又はフイゴを圧力の維持のために使用することができるような装置が取り付けられていること。

十二 検査機関が適当と認める材料及び構造のものであること。

八の二 質量は、容器及び機器を含めて九十九キログラムを超えないこと（検査機関が適当と認める機械的に進水させる装置に積み付けるものを除く。）。

九 床は、防水性のものであること。

十 人体に対して無害な気体を使用して、索を引くこと（その工具も同様に簡単かつ効果的な方法で）。

2 前項の規定にかかわらず、沿海区域又は平水区域を航行区域とする小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだには、救難食料、飲料水、コップ、笛又は同等の音響信号器、応急医療具、保温具、救命信号説明表、水密電気灯、日光信号鏡、海面着色剤並びに小型船舶用火せん及びレーダー反射器（沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）又は平水区域を航行区域とする小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脅式救命いかだに限る。）を備え付けることを要しない。

（小型船舶用膨脅式救命いかだの艤装品の定着）

第四十八条の二　すべての小型船舶用膨脅式救命いかだの艤装品は、適當な容器に収納し、かつ、当該小型船舶用膨脅式救命いかだに定着しなければならない。ただし、水上に三十分以上浮くことができる容器に収容するものにあつては、定着を要しない。

2　すべての小型船舶用膨脅式救命いかだの艤装品は、できる限り小さくかつ軽量なものでなければならず、適當なかさばらない形にまとめなければならない。

（小型船舶用救命浮器）

第四十九条　小型船舶用救命浮器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

水密電気	灯	日光信号	鏡	反射器	海面着色	剤
一個	一個	一個	一 個	一 個	一 個	一 個
効果的なもの	効果的なもの	るもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るるもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るもの	船舶救命設備規則第三 十七条の規定に適合す るものの。予備電池一組 及び予備電球一個を水 密容器に入れておかな ければならない。
効果的なもの	効果的なもの	るもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るもの	船舶救命設備規則第三 十八条の規定に適合す るもの	船舶救命設備規則第三 十七条の規定に適合す るもの。

号	発煙浮信	信号紅炎	小型船舶用火せん
一 個		二 個	二 個
る も の	船舶救命設備規則第二 十六条の規定に適合す	十五条の規定に適合す るもの	第五十七条の規定に適 合するもの

2 前項の規定にかかるわらず、水面上に人員を有効に支えることができる構造の小型船舶用救命浮器の定員は、次の各号に掲げる数の合計に等しいものとする。

一 前項の規定により算定した数

二 前号に掲げる数の鉄片（一個の質量が七・五キログラムのもの）を淡水中で支えた状態における当該小型船舶用救命浮器の浮力（單位 ニュートン）を八百三十五で除して得た最大整数又は床の面積（単位 平方センチメートル）を三千七百二十で除して得た最大整数のうちいいずれか小さい数

（小型船舶用救命浮環）

第五十一条 小型船舶用救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。
一 適正な工作方法及び材料で作られたものであること。

2
膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六条第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

九 通常の環境条件及び油又は油製品により急速な強度劣化及び浮力変化のないものであること。
十 分な長さのもやい綱が取り付けられ、かつ、外周に救命索が取り付けられていること。
十一 定員は、四人以上であること。

一 適正な工作方法及び材料で作られたものであること。

二 取扱いが容易な構造であること。

三 いずれの側を上にして浮いている場合にも有効であり、かつ、安定性を有すること。

四 非常に見やすい色のものであること。

五 質量は、九十キログラムを超えないこと（検査機関が適当と認める機械的に進水させる装置に積み付けるものを除く。）。

六 積付場所から水上に投下した場合に損傷しないものであること。

七 通常の環境条件及び油又は油製品により急激な強度劣化及び浮力変化のないものであること。

八 十分な長さのもやい綱が取り付けられ、かつ、外周に救命索が取り付けられていること。

九 定員は、四人以上であること。

第十条 小型船舶用救命浮器の定員は、淡水中で支えることができる鉄片の質量（単位 キログラム）を七・五で除して得た最大整数又は周辺の長さ（単位 センチメートル）を三十・五で除して得た最大整数のうちいずれか小さい数に等しいものとする。

一 前項の規定にかかるらず、水面上に人員を有效地に支えることができる構造の小型船舶用救命浮器の定員は、次の各号に掲げる数の合計に等しいものとする。

二 前項の規定により算定した数

三 前号に掲げる数の鉄片（一個の質量が七・五キログラムのもの）を淡水中で支えた状態における当該小型船舶用救命浮器の浮力（単位 ニュートン）を八百三十五で除して得た最大整数又は床の面積（単位 平方センチメートル）を三千七百二十で除して得た最大整数のうちいずれか小さい数

(小型船舶用救命浮環)

第五十一条 小型船舶用救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 適正な工作方法及び材料で作られたものであること。

- 五 浮揚性の索が取り付けられたものであること。
- 六 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- 七 二十四時間以上連続して使用することがでいるものであること。
- 八 適正に作動することが衛星を利用することができること。
- 九 操作方法が装置本体に簡潔に表示されているものであること。
- 十 非常に見やすい色のものであること。
- (小型船舶用レーダー・トランスポンダー)
- 第五十七条の四** 小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機のレーダーに対し有効かつ確実に応答することができるものであること。
- 二 非常の際に未熟練者でも使用することができるうこと。
- 三 レーダーに応答したことを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。
- 四 待機状態であることが表示できるものであること。
- 五 四十八時間の待機状態を続けた後、八時間以上連続して応答することができるものであらること。
- 六 前条第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる要件
- (小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置)
- 第五十七条の五** 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。
- 二 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。
- 三 四十八時間以上連続して使用することができるものであること。
- 四 第五十七条の三第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十号並びに前条第二号に掲げる要件
- 第二節 救命設備の備付基準**
- (救命設備の備付数量)
- 第五十八条** 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

- 第一 最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 三 小型船舶用救命浮環 二個
- 四 小型船舶用自己点火灯 一個
- 五 小型船舶用自己発煙信号 一個
- 六 小型船舶用火せん 四個
- 七 規定に適合するもの 二個
- 八 発煙浮信号 (船舶救命設備規則第三十六条の規定に適合するもの) 二個
- 九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものについては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。) 一個
- 十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 一個
- 十一 持運び式双方向無線電話装置 (船舶救命設備規則第四十一条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。) 一個
- 十二 小型船舶用救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定 (沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。) に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定 (沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。) に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一 最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮環。ただし、沿岸小型船舶 (総トン数五トン以下の旅客船を除く。) 及び二時間限定沿海小型船舶 (次に掲げるものに限る。) にあつては、この限りでない。
- イ 総トン数五トン未満のもの
- ロ 総トン数五トン以上のもの (旅客船を除く。) であつて、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域 (沿海区域以外の水域を除く。) 若しくは平水区域のみを航行するもの又是非常の際に付近の船舶その他の施設

- 一 最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 三 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮きのものであること。
- 四 小型船舶用信号紅炎 二個 (川のみを航行する小型船舶以外の小型船舶に限る。)
- 五 平水区域を航行区域とする小型船舶 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。
- 一 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クツシヨン。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、この限りでない。
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 三 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮輪 二個
- 四 小型船舶用自己点火灯 一個
- 五 小型船舶用自己発煙信号 一個
- 六 小型船舶用火せん 二個。ただし、沿岸小型船舶用火せん 二個の旅客船を除く。については、検査機関が当該沿岸小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認められる場合は、検査機関の指示するところによること。
- 七 信号紅炎 (船舶救命設備規則第三十五条の規定に適合するもの) 一個
- 八 発煙浮信号 (船舶救命設備規則第三十六条の規定に適合するもの) 一個
- 九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものについては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。) 一個
- 十 小型船舶用救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定に適合するものにあつては、一個)
- 十一 持運び式双方向無線電話装置 (船舶救命設備規則第四十一条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。) 一個
- 十二 小型船舶用救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定 (沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。) に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定 (沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。) に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一 最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮環。ただし、沿岸小型船舶 (総トン数五トン以下の旅客船を除く。) 及び二時間限定沿海小型船舶 (次に掲げるものに限る。) にあつては、この限りでない。
- イ 総トン数五トン未満のもの
- ロ 総トン数五トン以上のもの (旅客船を除く。) であつて、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域 (沿海区域以外の水域を除く。) 若しくは平水区域のみを航行するもの又是非常の際に付近の船舶その他の施設

- 一 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命クツシヨン。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員と同数の追加の小型船舶用救命胴衣を備え付けている小型船舶にあつては、小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クツシヨンを備え付けなければならない。ただし、実際に搭載する人員と同数の追加の小型船舶用救命胴衣 (平水区域を航行区域とする小型船舶にあつては、小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命浮器を備え付けた小型船舶にあつては、この限りでない)。
- 三 小型船舶用救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内 (特殊貨物船舶運送規則 (昭和三十九年運輸省令第六十二号) 第十六条の瀬戸内をいう。) に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。
- 四 平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。
- 一 最大搭載人員の五十パーセント (湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント) を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命浮器。ただし、沿岸小型船舶 (総トン数五トン以下の旅客船を除く。) 及び二時間限定沿海小型船舶 (次に掲げるものに限る。) にあつては、この限りでない。
- イ 総トン数五トン未満のもの
- ロ 総トン数五トン以上のもの (旅客船を除く。) であつて、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域 (沿海区域以外の水域を除く。) 若しくは平水区域のみを航行するもの又是非常の際に付近の船舶その他の施設

- 一 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命クツシヨン。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員と同数の追加の小型船舶用救命胴衣を備え付けている小型船舶にあつては、小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クツシヨンを備え付けなければならない。ただし、実際に搭載する人員と同数の追加の小型船舶用救命胴衣 (平水区域を航行区域とする小型船舶にあつては、小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命浮器を備え付けた小型船舶にあつては、この限りでない)。
- 三 小型船舶用救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等 (総トン数五トン以上の旅客船を除く。) は、第三号から第八号までの規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内 (特殊貨物船舶運送規則 (昭和三十九年運輸省令第六十二号) 第十六条の瀬戸内をいう。) に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。
- 四 平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。
- 一 最大搭載人員の五十パーセント (湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント) を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命浮器。ただし、沿岸小型船舶 (総トン数五トン以下の旅客船を除く。) 及び二時間限定沿海小型船舶 (次に掲げるものに限る。) にあつては、この限りでない。
- イ 総トン数五トン未満のもの
- ロ 総トン数五トン以上のもの (旅客船を除く。) であつて、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域 (沿海区域以外の水域を除く。) 若しくは平水区域のみを航行するもの又是非常の際に付近の船舶その他の施設

第五十八条の二 小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪 小型

船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クツシヨン及び小型船舶用浮力補助具には、検査機関の適当と認める方法により再帰反射材（船舶救命設備規則第四十二条の二の規定に適合するもの）を取り付けなければならない。

前項の規定は、検査機関が当該小型船舶の航行上の条件を考慮して差し支えないと認めるものに積み付ける小型船舶用救命胴衣、小型船舶用クツシヨン及び小型船舶用浮力補助具については、適用しない。

第三節 救命設備の積付方法

（小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器）

小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法

により積み付けなければならない。

（小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮き輪）

小型船舶用救命浮環及び小型船舶用救命浮き輪は、容易かつ迅速に取り扱うことがで

きるよう積み付けなければならない。

（小型船舶用救命浮環及び小型船舶用浮力補助具）

小型船舶用救命浮環及び小型船舶用浮力補助具は、容易かつ迅速に取り出すことができるよう積み付けなければならない。

（小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具）

小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具を積み付けた場所にはその旨を明りように表

示し、かつ、着用方法の説明書を船内の見やす

い場所に掲示しなければならない。ただし、小

型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具を

積み付けた場合は、これに積み付けた旨を表示

することを要しない。

（信号装置）

第六十二条 小型船舶用自己点火灯及び小型船舶用自己発煙信号は、小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮器を船名、船舶番号又は船舶又は定係港

（信号装置）

第六十三条 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等

無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示

第六十四条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるよう積み付けなければならない。

検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならぬ。

（救命設備の迅速な利用）

第六十五条 洋揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならぬ。

第六十六条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十七条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十八条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十九条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十一条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十二条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十三条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

第六十四条 第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する

ことができるようにしておかなければならぬ。

（表示）

		第七章 消防設備		小型船舶用浮力補助具	
		第六十六条から第六十九条まで 削除		第六十六条から第六十九条まで 削除	
命	命	火	火	助	助
命	命	船	船	具	具
命	命	用	用	重	重
命	命	自	自	の範囲	の範囲
命	命	己	己	（小児用の小型	（小児用の小型
命	命	点	点	船舶用救命胴衣に限る。）	船舶用救命胴衣に限る。）
命	命	煙	煙	船	船
命	命	火	火	舶	舶
命	命	炎	炎	用	用
命	命	紅	紅	信	信
命	命	炎	炎	號	號
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎	舶	舶
命	命	紅	紅	用	用
命	命	炎	炎	信	信
命	命	及	及	發	發
命	命	び	び	煙	煙
命	命	浮	浮	浮	浮
命	命	信	信	信	信
命	命	號	號	號	號
命	命	發	發	發	發
命	命	煙	煙	火	火
命	命	火	火	船	船
命	命	炎	炎</td		

オジラ	具器るきでがとこるす定測を力速の船自	
	個一	
	個一	
台一		
台一		
な有の舶る備等電無二とるでも能がこす受送の波は帶中一 通効他そ船えを信線　　こあなの可とる信を放帶短又波	こあのる認当が機検 と。るでもめと適閑査	こあ の と。 るで

スパンコ		
	個一	
付備は舶型岸る備置法星用船小す適件る定示てつ等機ニ けえ、に船小沿えを装航衛舶型る合に要めで告いに能	こあのる認当が機検 と。るでもめと適閑査	な要とる付備は舶る備備信 い。 しをこけえ、に船えを設

灯トスマ		
	個一	
	個一	
	個一	
トマ三は灯ス種第灯ス種第てあ船の未トメニ以トメ十全トマニは灯ス種第てあ船の以トメニ全一 灯、ス種第又トマニ、トマーはつに汽満ルト十上ルトニ長、ス種第又トマニはつに汽上ルト十長		な要とる い。 しをこ

は汽す従じ除のくてん接業くを物他そ船ニとるとトマ四は灯ス種第灯ス種第灯ス種第てあ船の未トメ十全
、船る事にくをも引しげ 作引件のの船　　こす灯ス種第又トマ三、トマニ、トマーはつに汽満ルトニ長

と一はトマす増はつにもな超ル！百が距で尾の汽当か後件の以船又船舶るかに最したななれな備を二トマす個、灯スる備、てあのいえをトメニ離のま船船該ら端の物外舶は尾の船れ引後、だ。らばけし増個灯ス

機推四ななれな備を一トマは汽す従。限のくてん^い接^く作引又くをも押つと一し^い業すを物他そ船三る。でとる
関進^い。らばけし増個灯ス、船る事にるにも引しげ業くは^一除のすてな体て合^一作押件のの船^一きがこ

灯舷	
対一	
あ舶型の未トメニ全したとると舷 ^二 は灯種第てあ舶型の以トメ十全一 ^一 いらばけけえをトマじに汽に帆すを つに船小満ル！十長、だ。こす灯種第又舷 ^一 は ^一 、つに船小上ル！二長 ^一 はななれな付備灯ス ^一 て準船 ^一 、船る有 ^一	

つを一色種第又色種第したとると舷^三は灯種第灯種第てあ舶型の未トメ十全ニ^二きがこす代つを一色種第^一は
ても個灯両ニ^一は灯両一、だ。こす灯種第又舷^二、舷^一は^一、つに船小満ル！二長^一る。でとる用ても個灯両一、

灯 紅	灯 泊 停	灯 尾 船
個 二	個 一	個 一
個 二	個 一	個 一
個 二	個 一	個 一
個 二	個 一	個 一
個 二	個 一	個 一
機 檢 て あ 舶 型 の 末 ト メ 十 全 二 と る と 紅 二 は 灯 種 第 一 関 査 、 つ で 船 小 満 ル । 二 長 こ す 灯 種 第 又 紅 一	と る と 白 二 は 灯 種 第 二 こ す 灯 種 第 又 白 一	と る と 尾 種 第 又 尾 種 第 二 こ す 灯 船 二 は 灯 船 一

灯 光 閃 色 紅	
個 一	
個 一	
個 一	
運 二 五 (昭) 則 行 法 予 衝 海 二 と る と 光 色 種 第 又 光 色 種 第 一 輸 年 十 和 規 施 防 突 上 こ す 灯 閃 色 紅 四 は 灯 閃 色 紅 三	な 要 と る 付 備 に も め と な 支 差 し 考 等 航 す 航 舶 型 該 が い は し を こ け え 、 の る 認 い え し て 慮 を 路 る 行 の 船 小 当

灯 光 閃 色 黄	
個 一	
個 一	
個 一	
る 付 備 は 船 の 以 シ ク ェ ニ と る と 光 色 種 第 又 光 色 種 第 一 こ け え 、 に 汽 外 艇 ヨ ツ ア こ す 灯 閃 色 黄 二 は 灯 閃 色 黄 一	な 要 と る 付 備 は 船 の 以 翼 効 表 す 規 二 条 十 第 九 第 省 い は し を こ け え 、 に 船 外 船 果 面 有 定 に の 一 二 〇 十 令

物 象 形 形 球 色 黒	
個 三	
個 三	
個 三	
個 三	
個 三	
も め と な 支 差 し 考 等 航 す 航 舶 型 該 が 機 檢 て あ 舶 型 の 末 ト メ 十 全 二 こ あ の る 合 に 要 め で 告 い に さ 大 一 の る 認 い え し て 慮 を 路 る 行 の 船 小 当 関 査 、 つ で 船 小 満 ル । 二 長 と る で も す 適 件 有 定 示 て つ 等 き	な 要 と い は し を

笛汽	物象形形いす円色黒	
個一		
個一	個一	
個一		
個一	個一	
個一		
個一	個一	
等音一 に圧	な要とる付備は船いしを機推ニ ^と あのる合に要めで告いにさ大一 い。しをこけえ、に帆な有関進 ^と るでもす適件の定示てつ等き	いしをこけえを一又全そはつに な要とる付備部は部の、であ

旗号信際国	
旗二C N	
ななれな付備旗信すに符そに船小すを符信一 い。らばけけえを号る対字の、船型の有字号	な要とる付備は船型の未トメ十全ニとるでもす適件の定示てつ い。しをこけえ、に船小満ル 二長 こあのる合に要めで告い

図海	
式一	
式一	
式一	
式一	

(以下「操縦性能制限作業」という。)に從事する小型船舶(以下「操縦性能制限船」という。)であつて、次号又は第四号の規定の適用があるもの以外のものは、第一種白灯又は第二種白灯及び黒色ひし形形象物各一個(錨泊(係留を含む。以下この条において同じ。)して当該作業に従事するもの以外のものにあつては、黒色ひし形形象物一個)を備え付けなければならぬ。ただし、これらの白灯及び黒色ひし形形象物は、次のイ及びロに掲げる操縦性能制限船以外の小型船舶には、備え付けることを要しない。

イ 全長十二メートル以上の操縦性能制限船

ロ 全長十二メートル未満の操縦性能制限船であつて、他の船舶の通航の妨害となるおそれのあるしゆんせつその他の水中作業(掃海作業を除く。以下「通航妨害作業」という。)に従事するものには、第一種紅灯又は第二種紅灯二個、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、黒色球形形象物一個及び黒色ひし形形象物三個(うち色ひし形形象物をもつて兼用することができる。)を備え付けなければならない。ただし、これらの紅灯、緑灯、黒色球形形象物及び黒色ひし形形象物は、全長十二メートル未満の小型船舶(操縦性能制限船であつて当該作業に従事するもの以外のものにあつては、第一種緑灯又は第二種緑灯三個及び黒色球形形象物一個(錨泊して備え付けなければならない。ただし、こ

八 海上交通安全法第二十三条の巨大船等の運航に關し進路を警戒する小型船舶又は側方を警戒する小型船舶として海上保安庁長官の指定を受けた小型船舶には、第一種緑色閃光灯一個を備え付けなければならぬ。第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する形態物は、その大きさ等について告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。

十 全長十二メートル未満の動力船（船舶その他の物件を押し又は引く作業に従事するもの及び夜間において水先業務に従事するものを除く。次号において同じ。）については、マスト灯及び船尾灯の備付けに代えて、第一種白灯又は第二種白灯一個を備え付けることができる。

十一 全長七メートル未満の動力船であつて最強速力が七ノットを超えないものにあつては、マスト灯、舷灯及び船尾灯の備付けに代えて、第一種白灯又は第二種白灯一個を備え付けることができる。

これらの緑灯及び黒色球形形象物は、全長十二メートル未満の小型船舶（特定操縦性能を有する船舶を除く。）には、備え付けることを要しない。

五　夜間ににおいて水先業務に従事する小型船舶には、第一種白灯又は第二種白灯一個を備え付けなければならない。ただし、第二号の規定により備え付ける白灯をもつて兼用することができる。

六　海上交通安全法第四十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。）に従事する小型船舶（以下「許可工事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）第五条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された小型船舶には、第二種紅色閃光灯及び紅色円すい形形象物各一個を備え付けなければならない。

灯 停 泊	灯 船 尾		舷 灯	号 鐘	称 用 具 の 名	航 海 用 具 の 名	航 海 数 量	摘要 非自航船に対するもの
一 個	一 個		一 對	一 個	一 音 壓 等 に つ い て 告 示 で 定 め る 要 件 に 適 合 す る も の あ る こと	一 全 長 二 十 メ ー トル 以 上 の 小 型 船 舶 に あ つ て は 第 一 種 舷 灯 又 は 第 一 種 船 尾 灯 を 搭 載 し な い 小 型 船 舶 に は 備 え 付 け る こ と を 要 し な い	一 全 長 七 メ ー トル 未 滿 の 小 型 船 舶 に あ つ て は 第 二 種 舷 灯 と す る こ と	十三 全 長 七 メ ー トル 未 滿 の 推 進 機 関 を 不 有 し な い 帆 船 に あ つ て は 舷 灯 及 び 船 尾 灯 の 備 え 付 け に 代 え て 、 第 一 種 三 色 灯 一 個 (全 長 二 十 メ ー トル 未 滿 の 物 に あ つ て は 、 第 一 種 三 色 灯 一 個) を 備 え 付 け る こ と が 可 能 だ 。
白 灯 と す ること	第一 種 白 灯 又 は 第 二 種 船 尾 灯 と す ること	第一 種 白 灯 又 は 第 二 種 船 尾 灯 と す ること	二 全 長 十二 メ ー トル 未 滿 の 小 型 船 舶 に あ つ て は 、 第 一 種 兩 色 灯 又 は 第 二 種 舷 灯 又 は 第 三 種 舷 灯 と す ること。 た だ し 、 第 一 種 船 尾 灯 又 は 第 二 種 船 尾 灯 と す ること	二 全 長 二 十 メ ー トル 未 滿 の 小 型 船 舶 に あ つ て は 、 第 一 種 舷 灯 、 第 二 種 舷 灯 又 は 第 三 種 舷 灯 と す ること が 可 能 だ 。	十四 二 時 間 限 定 沿 海 小 型 船 舶 は 、 平 水 区 域 の 規 定 によ る こ と が 可 能 だ 。			

紅 灯	黒色 球形 物 形 象	白 灯	二個 以上 の操縦 性能制限 船又は特 定操縦性 能制限船 であつて、 通航妨 害作業に 従事する ものにあ つては、 四個)	一 大 き さ 等 に つ いて 告 示 で 定 め る 要 件 に 適 合 す る も の で あ る こと。 該 小 型 船 舶 の 航 行 す る 航 路 等 を 考 慮 し て 差 し 支 え 不 可 能 と 認 め る も の に あ つ て は、 そ の 全 部 又 は 一 部 を 備 え 付 け る こ と を 要 し な い。	二種 白 灯 と す る こ と。 二 全 長 十 二 メ ー ト ル 以 上 の 操 縦 性 能 制 限 船 又 は 特 定 操 縦 性 能 制 限 船 であ つ て、 通 航 妨 害 作 業 に 従 事 す る も の に あ つ て は、 第 一 種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す る こ と。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外	第一種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す ること。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外
緑 灯	黒色 球形 物 形 象	白 灯	二個 以上 の操縦 性能制限 船又は特 定操縦性 能制限船 であつて、 通航妨 害作業に 従事する ものにあ つては、 四個)	一 大 き さ 等 に つ いて 告 示 で 定 め る 要 件 に 適 合 す る も の で あ る こと。 該 小 型 船 舶 の 航 行 す る 航 路 等 を 考 慮 し て 差 し 支 え 不 可 能 と 認 め る も の に あ つ て は、 そ の 全 部 又 は 一 部 を 備 え 付 け る こ と を 要 し な い。	二種 白 灯 と す ること。 二 全 長 十 二 メ ー ト ル 以 上 の 操 縦 性 能 制 限 船 又 は 特 定 操 縦 性 能 制 限 船 であ つ て、 通 航 妨 害 作 業 に 従 事 す る も の に あ つ て は、 第 一 種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す る こ と。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外	第一種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す ること。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外
二 個	黒色 球形 物 形 象	白 灯	二個 以上 の操縦 性能制限 船又は特 定操縦性 能制限船 であつて、 通航妨 害作業に 従事する ものにあ つては、 四個)	一 大 き さ 等 に つ いて 告 示 で 定 め る 要 件 に 適 合 す る も の で あ る こと。 該 小 型 船 舶 の 航 行 す る 航 路 等 を 考 慮 し て 差 し 支 え 不 可 能 と 認 め る も の に あ つ て は、 そ の 全 部 又 は 一 部 を 備 え 付 け る こ と を 要 し な い。	二種 白 灯 と す ること。 二 全 長 十 二 メ ー ト ル 以 上 の 操 縦 性 能 制 限 船 又 は 特 定 操 縦 性 能 制 限 船 であ つ て、 通 航 妨 害 作 業 に 従 事 す る も の に あ つ て は、 第 一 種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す る こ と。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外	第一種 白 灯 又 は 第 二 種 綠 灯 と す ること。 二 次 の イ 、 ロ 及 び ハ に 掲 げ る 小 型 船 舶 以 外

の小型船舶には、備え付けることを要しない。

わらず、検査機関の指示するところによるものとする。

第十章 電氣設備

第八十三条 船灯（前条第一項の規定により小型船舶に備え付けなければならない灯火をいう。）及び操船信号灯は、それぞれその灯光等について告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。

第八十四条及び第八十四条の二 削除

（航海用レーダー反射器）

第八十四条の三 小型船舶（昼間のみを航行するものを除く。）には、効果的な航海用レーダー反射器を備え付けなければならない。ただし、当該推進機関が当該小型船舶の船質、航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものにあつては、この限りでない。

（衛星航法装置）

第八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程第百四十六条の一二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

（デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置）

第八十四条の五 A4水域又はA3水域を航行する小型船舶には、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置（それぞれその機能等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を備え付けなければならない。

ただし、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話を備え付けるもの及び検査機関が航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

（予備の部品等の備付け）

第八十四条の六 小型船舶には、前条の規定により備え付けるHFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならぬ。

(発電設備) 第十章 電気設備 第一節 通則

第八十五条 小型船舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のある補助設備が電力のみにより維持される小型船舶には、必要な電力を十分に供給できる発電設備を備えなければならぬ。ただし、当該電力の供給を外部から受ける係留船については、この限りでない。
(供給電圧)

第八十六条 供給電圧は、二百五十ボルトを超えてはならない。

(配置)

第八十七条 電気機械及び電気器具は、次に掲げる要件に適合する場所に設置しなければならない。

- 一 操作点検が容易であること。
- 二 他動的損傷及び熱による障害を受けるおそれがないこと。
- 三 燃焼しやすいものに近接していないこと。
- 四 通風が良好なこと。

(性能及び構造)

第八十八条 電気機械及び電気器具は、その使用目的に応じた十分な性能を有するものでなければならない。ただし、小型船舶の推進、排水その他のお安全に直接関係のない電気機械及び電気器具であると検査機関が認めるものについては、この限りでない。

- 1 電気機械及び電気器具は、通常の使用に際して、取扱者に危険を与えない構造のものでなければならない。
- 2 水滴、油、ビルジ等の落下、はねかえり又は浸水のおそれのある場所に設置する電気機械及び電気器具は、正常な機能を妨害されないよう保護しなければならない。
- 3 爆発若しくは引火しやすい物質が発生し、蓄積し、又は貯蔵される場所に設ける電気機械及び電気器具は、爆発性ガスによる爆発の危険のない構造のものとしなければならない。
- 4 (絶縁抵抗)

第八十九条 電気設備の絶縁抵抗は、検査機関の適當と認める値以上でなければならぬ。

第九十条 蓄電池は、適當な換気装置を備え付けて蓄電池室又は保護おおいを施した適当な箱に収めて通風良好な場所に設置しなければならぬ

第二節 蓄電池

(蓄電池室及び蓄電池箱)

い。ただし、検査機関が当該蓄電池の構造等を考慮してさしつかないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の蓄電池室又は蓄電池箱は、他の電気設備及び火気から十分隔離しなければならない。
- 3 酸性蓄電池を収める蓄電池室又は箱には、有効な防食措置を施さなければならない。
(逆流防止装置)

第九十一条 発電機により充電される蓄電池には、逆流防止装置を備え付けなければならない。
第三節 配電盤

(材料及び構造) 配電盤の盤材料は、非吸湿性のものであり、かつ、難燃性のものでなければならぬ。
(取扱者の保護) 配電盤には、回路の過電流を自動的にしや断できる装置を備え付けなければならない。
3 発電機を制御する配電盤には、必要な計器類を備え付けなければならない。

- 2 配電盤には、回路の過電流を自動的にしや断できる装置を備え付けなければならない。
- 3 発電機を制御する配電盤には、必要な計器類を備え付けなければならない。

第四節 電路

(電線) 配電盤の前後及び床面には、感電防止のための措置を施さなければならない。ただし、定格電圧三十五ボルト以下の配電盤については、この限りでない。

第九十四条 船内の給電路には、配線工事にあつてはケーブルを、小型の電気器具以外の移動式電気器具にあつてはキヤブタイヤケーブルを使用しなければならない。ただし、検査機関が当該電路の電圧等を考慮してさしつかないと認める場合は、この限りでない。
(中性線)

第九十四条の二 直流三線式配電方式、交流單相三線式配電方式及び交流三相四線式配電方式の中性線には、ヒューズ、単極開閉器及び單極自動遮断機を取り付けてはならない。
(電路の保護)

第九十五条 甲板又は隔壁を貫通する電路は、その部分を必要に応じて電線貫通金物、カラーラー、鉛等適当なものを用いてこれを保護しなければならない。
(電路の接続及び固定)

第九十六条 電路は、接続箱又は端子箱を用いる等適当な方法により接続し、かつ、帶金等を用いて直接船体に、又は導板、ハンガー等に固定しなければならない。

(露出金属部の接地)

第九十七条 定格電圧百ボルト以上の移動灯、移動工具その他これらに類する器具は、その金属製わくをキヤブタイヤケーブル内の導体により接地しなければならない。ただし、検査機関が当該小型船舶の船質等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第五節 電気利用設備

(航海灯)

第九十八条 航海灯への給電は、操縦場所に設けた航海灯制御盤を経て、これをしなければならない。

(電熱設備)

第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

(作業用救命衣)

第一百条 削除
(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

(第十二章 復原性)

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

(第十二章 復原性)

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

(第十二章 復原性)

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

(第十二章 復原性)

(作業用救命衣)

(露出金属部の接地)

第九十七条 定格電圧百ボルト以上の移動灯、移動工具その他これらに類する器具は、その金属製わくをキヤブタイヤケーブル内の導体により接地しなければならない。ただし、検査機関が当該小型船舶の船質等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第五節 電気利用設備

(航海灯)

第九十八条 航海灯への給電は、操縦場所に設けた航海灯制御盤を経て、これをしなければならない。

(電熱設備)

第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

(作業用救命衣)

第一百条 削除
(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(第七編第四章の規定に適合するものでなければならない)

(第十一章 特殊設備)

第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(露出金属部の接地)

第九十七条 定格電圧百ボルト以上の移動灯、移動工具その他これらに類する器具は、その金属製わくをキヤブタイヤケーブル内の導体により接地しなければならない。ただし、検査機関が当該小型船舶の船質等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第五節 電気利用設備

(航海灯)

第九十八条 航海灯への給電は、操縦場所に設けた航海灯制御盤を経て、これをしなければならない。

(電熱設備)

第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態において火災の生ずるおそれのないものであり、かつ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護したものでなければならない。

(作業用救命衣)

(船舶復原性規則の準用)

(適用)

第一百六条 特殊小型船舶については、第二章から前章まで(第五条、第六条、第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条(第六項を除く。)、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第四項、第三十六条、第三十七条、第四十三条第一項、第五十三条、第五十四条の二、第五十七条の二、第五十八条の二、第六十四条、第七十九条第一項、第八十五条、第八十七条、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十四条(ただし書を除く。)、第九十五条及び第九十六条を除く。)の規定にかかるわらず、この章の定めるところによる。

第十四章 特殊小型船舶に関する特則

(適用)

第一百五条 小型船舶は、最強速力において当該小型船舶の安定性を損なわずに直進、旋回及び停止ができるものでなければならない。

第一百六条 小型船舶は、最大搭載人員Lは、船の長さ(単位メートル)Bは、船の幅(単位メートル)Fは、人を搭載しない状態で船の長さの中央における乾げん(単位メートル)Fが(B/5.5)+(0.09より大となるときは(B/5.5)+0.09とする)F₁は、人を搭載しない状態における最小乾げん(単位メートル)F₂は、人を搭載しない状態で船尾における最小乾げん(単位メートル)F₃は、最大搭載人員を搭載した状態におけるF₁は、〇・〇三の値又は〇・二四bの値のうちいずれか大きい値。この場合において、F₁は、最大搭載人員を搭載した状態におけるF₁は、〇・〇三より大となるときは二・二七とbは、最大搭載人員を搭載した状態におけるF₁は、〇・〇三より小となるときは〇・七八と最小乾げんの位置において、げん側から船体中央縦断面までの水平距離のうち最大の値(単位メートル)C₁は、次の算式により算定した値。この場合において、Dは、船の長さの中央におけるキールの上面から上甲板のビームのげん側における上面(無甲板船にあつては、げん側)までの鉛直距離(単位メートル)。ただし、C₁が二・二七より大となるときは二・二七とし、〇・七八より小となるときは〇・七八とす。

C₁=2.69-5.31(D/B)²

(平水区域を航行区域とする小型船舶の復原性)

第一百三条 第百一条に規定する船舶外転落した際、その運転を自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の特殊小型船舶が船外転落した場合におけるF₁は、人を搭載した場合において、操縦者から大きく離れないための機能を有するものでなければならない。

(機関)

第一百七条 船体は、傾斜又は転覆した場合においても、航行に支障を及ぼす浸水がない構造のものでなければならない。

(機関)

第一百八条 機関は、操縦者が船外転落した際、その運転を自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の特殊小型船舶が船外転落した場合におけるF₁は、人を搭載した場合において、操縦者から大きく離れないための機能を有するものでなければならない。

(機関)

第一百九条 機関は、傾斜又は転覆した場合においても、航行に支障を及ぼす浸水がない構造のものでなければならない。

(機関)

第一百十条 燃料油管及びその接头は、使用する燃料油の種類に応じて適当な材料及び種類のものとし、かつ、燃料油タンク壁に連結する部分に確実に閉鎖できる弁又はコックを備え付けたものでなければならない。ただし、検査機関が当該特殊小型船舶の構造等を考慮して差し支えないと認めるとする場合は、この限りでない。

(排出措置)

第一百十一条 燃料油装置は、傾斜又は転覆した場合においても、航行に支障を及ぼす浸水がない構造のものでなければならない。

(機関)

第一百十二条 特殊小型船舶には、船内に侵入した水を船外に排出できる適当な措置を講じなければならない。

(機関)

第一百十三条 係船索

第一百十四条 特殊小型船舶には、適当な係船索を備えなければならない。ただし、検査機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支えなければならないものでなければならない。

(機関)

第一百十五条 特殊小型船舶には、適当な係船索を備えなければならない。

(機関)

第一百十六条 特殊小型船舶には、適当な係船索を備えなければならない。

(機関)

ないと認めるものにあつては、この限りでない。

第一百一十二条 特殊小型船
(救命設備の備付等)

第一百十一条 特殊小型船舶には、最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならぬ。ただし、検査機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、小型船舶用救命胴衣に代えて小型船舶用浮力補助具を備え付けることができる。

2 小児を搭載する特殊小型船舶には、前項の規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該特殊小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小児用の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。

3 特殊小型船舶には、小型船舶用信号紅炎二個を備え付けなければならない。ただし、川のみを航行する特殊小型船舶にあっては、この限りでない。
(最大搭載人員等)

第一百十二条 最大搭載人員は、次の各号のうちいづれか小さい数とする。

一 乗船者の搭載にあてる場所に収容することのできる乗船者の数

二 船内に淡水を注入して、淡水中で二十四時間以上支えることができる鉄片の質量（単位 キログラム）を七・五で除して得た最大整数

三 最大四人の乗船者の数

2 乗船者を搭載する場所は、操船の妨げにならないよう配置し、適当な形状及び寸法の椅子席、座席又は立席としなければならない。ただし、操縦者以外の乗船者を搭載する場所は、立席としてはならない。

3 乗船者を搭載する場所を跨座式の座席とする場合には、乗船者の足を支えるための構造又は設備を設けなければならない。
(航海用具)

第一百十三条 特殊小型船舶には、音響信号器具一個を備え付けなければならない。ただし、検査機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
(電気設備)

2 電気機械及び電気器具は、傾斜又は転覆した場合においても、移動しないよう固定しなければならない。

3 蓄電池は、傾斜又は転覆した場合においても、電解液が漏洩しないものでなければならぬ

第百十五条 (復原性)

復原性は、九十度までの横傾斜角に原てこれが傾斜偶力でこ以上となるものばならない。ただし、検査機関が当該船舶の構造等を考慮して差し支えなものにあつては、この限りでない。

五章 雜則

(一) 含む材料の使用禁止)

小型船舶には、石綿を含む材料を使ひならない。

船舶に施設しなければならない事項及び
に關し必要な事項)

この省令に規定するもののほか、小
施設しなければならない事項及びそ
要な事項は、告示で定める。

則 抄

(二) の省令は、昭和四十九年九月一日から
直)

の省令の施行前に建造され、又は建造
れた小型船舶であつて、船舶安全法の
正する法律（昭和四十八年法律第八十
「改正法」という。）による改正前の
法第二条第一項の規定の適用を受ける
当するものについては、次項及び第三
による場合を除き、船舶安全法第二条
号に掲げる事項に係る物件で引き続ぎ
船舶に施設するものに關しては、なお
による。

七条第三項の高速艇であつて、前項に
小型船舶に該当するものについては、
第三項の規定は、当該小型船舶がこ
施行後最初に受ける定期検査又は中間
期までは、適用しない。

送の用に供する総トン数五トン以上の
（旅客船を除く。）であつて、第一項
の規定は、当該小型船舶がこの省
安全法第二条第一項の適用を受けない
後最初に受ける定期検査又は中間検査
では、適用しない。

令の施行前に建造され、又は建造に着
る小型船舶であつて、改正法による施行
一章の規定は、当該小型船舶がこの省
安全法第二条第一項の適用を受けない

船舶に該当し、改正法による改正後の船舶安全法第二条第一項の規定の適用を受けることとな

附則（昭和五一年六月一日運輸省令第二二号）

<p>この省令は、昭和五十一年六月十日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五二年六月七月運輸省令第二号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（この省令は、公布の日から施行する。）</p> <p>（経過措置）</p> <p>この省令の施行の際現に船舶に備え付けていいる甲種緑色閃光灯及びこの省令の施行の日から海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）の施行の日（一千九百七十二年の海上における衝突予防のための国際規則に関する条約が日本国について効力を生ずる日）の前日までに管理官庁の承認を受けて船舶に備え付ける甲種緑色閃光灯は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第二条の規定による改正後の船灯試験規程の規定に適合しているものとみなす。</p>
<p>附 則（昭和五二年七月一日運輸省令第二号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（この省令は、公布の日から施行する。）</p> <p>（この省令は、公布の日から施行する。）</p> <p>（施行期日）</p> <p>（この省令の公布の日（以下「公布日」という。）に現に船舶に備え付けられている船灯及び公布日から昭和五十二年七月十四日までの間に船舶に備え付けられる船灯については、昭和五十二年七月十四日までは、第二条の規定による改正後の船灯試験規程（以下「新試験規程」という。）及び第三条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下「新小型規則」という。）第八十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。）</p>

3

昭和五十二年七月十四日までに建造され、又は建造に着手された船舶の船灯（緑色閃光灯・黄色閃光灯・引き船灯及び操船信号灯を除く。）について、昭和五十二年七月十五日から昭和五十六年七月十四日までは、管海官庁（小型船舶の船灯にあつては、管海官庁又は小型船舶検査機構。以下同じ。）がさしつかえないものと認めることに限り、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新設備規程」という。）第百三十八条第一項、新試験規程並びに新小型規則第八十二条及び第八十四条の規定（備付けなければならぬ船灯の数量に係る部分を除く。）にかかるらず、なお従前の例によることができる。

昭和五十二年七月十四日までに建造され、又は建造に着手された船舶の船灯の位置については、新設備規程第百四十条ノ二及び新小型規則第八十四条の二の規定にかかるらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

昭和五十二年七月十四日までに建造され、又は建造に着手された船舶の汽笛、号鐘（呼び径が一五〇ミリメートル以上のものに限る。）及びビドランについては、昭和六十一年七月十四日までは、新設備規程第百四十三条ノ一、第百四十三条ノ三及び第百四十三条ノ五並びに新小型規則第八十四条第一項第一号の表号鐘の項摘要の欄第一号、同表汽笛の項摘要の欄第一号及び第二号、同表汽笛の項摘要の欄第一号及び第一号並びに同表汽笛の項摘要の欄第一号及び第二号の規定は、適用しない。

第一 条 第四条、第五条、第七条から第十条まで並びに附則第三項及び第五項 昭和五十四年十月一日
附 則 (昭和五五年五月六日運輸省令第
二号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十五年五月二十五日

第四条、第五条、第七条から第十条まで並びに附則第三項及び第五項 昭和五十四年十月一日

(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 施行日に現に船舶検査証書を受有する
小型船舶の自動操縦装置については、当初検査
時期までは、なお従前の例によることができ
る。

2 施行日に現に現存船に備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだ（施行日に現に建造又は改造中の小型船舶にあつては、備え付ける予定

第十二条 (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) 施行日に現に船舶検査証書を受有する小型船舶の自動操縦装置については、当初検査

2 施行日に現に現存船に備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだ（施行日に現に建造又は改造中の小型船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）の競品については、当該小型船舶用膨脹式救命いかだを引き続き当該小型

「を改める部分に限る。」並びに第十三条中別表の改正規定（

		ナテシコ
ものその 型の の他	もの 型ララ のツツ	
0き1 0個 01に 円5,つ	0き1 0個 01に 円1,つ	

（施行期日） 第二五号抄

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）
第八条 現存船の号鐘及び汽笛については、第九条の規定による改正後の小型船舶安全規則の規定にかわらず、なお従前の例によることがで
きる。

附 則（昭和五八年五月二八日運輸省令
第二六号）
この省令は、昭和五十八年六月一日から施行
する。
附 則（昭和五九年八月三〇日運輸省令
第二九号）抄

2 現存船である小型船舶に施行日に現に備え付けている自己点火灯については、当初検査時期までは、なお従前の例によることができる。

3 施行日には現に小型船舶に備え付けている作業用救命衣については、これを引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限り、第十一条の規定による改正後の小型船舶安全規則第十一章の規定は、昭和五十六年五月三十一日までは、適用しない。

(施行期日)
(第二十五条号) 抄

第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和六一年八月八日運輸省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された小型船舶（以下「現存船」という。）については、次項から第四項までの規定による場合を除き、なお從前の例によることができる。

船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後的小型船舶安全規則（以下「新小型規則」という。）第四十八条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

3 現存船については、新小型規則第五十八条第三項（第三号に係るものに限る。）及び第七十九条第二項の規定は、施行日以後最初に受ける定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。

4 施行日に現に現存船に備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用救命クッション（施行日に現に建造又は改造中の小型船舶について、備え付ける予定のものを含む。）については、これらを引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限り、新小型規則第五十八条の二の規定は、適用しない。

5 施行日以後主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、前四項の規定にかかわらず、管海官庁又は小型船舶検査機関の指示するところによる。

2 施行日に現に現存船に備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだ（施行日に現に建造又は改造中の小型船舶にあつては、備え付ける予定

抄
第二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十三年一月十五日
(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (平成元年一月九日運輸省令第
三二号)
この省令は、平成元年十一月十九日から施行
する。

この省令は、平成元年十一月十九日から施行する。

第三条	この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）であつて第一条の規定による改正前の船舶設備規程第二百二十九条の船舶であるものに備える錨及び錨鎖については、第六条の規定は、適用しない。
新規程	この省令による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第二百二十四条及び第一百二十九条の規定は、適用しない。
現存船	現存船であつて木船であるものの錨、錨鎖、係船索及びいわ航索の備付けについては、新規程第二百二十三条规定、第一百二十五条、第一百二十九条、第一百三十条及び第一百三十二条の規定にかかるわらず、管海官庁の指示するところによる。
新規程	現存船の速力を測定することができる装置又は器具の備付けについては、なお従前の例によることができる。
附 則	（平成一〇年六月三〇日運輸省令第四四号）抄
（施行期日）	（施行期日）抄
第一条	この省令は、平成十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則	（平成一〇年七月一日運輸省令第五五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十五年五月三〇日国土交通省令第七二号）抄
附 則	（平成一一年二月一日運輸省令第三九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成一一年二月二九日運輸省令第四八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則	（平成一四年六月二十五日国土交通省令第七五号）抄
（施行期日）	（施行期日）抄
第一条	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一四年六月二十五日国土交通省令第七九号）抄
（施行期日）	（施行期日）抄
第一条	この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
第九条	現存船については、第八条の規定による改正後の小型船舶安全規則の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。
第九条	現存船について、第一項の規定に伴う経過措置（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）
附 則	（平成一四年七月一日国土交通省令第七九号）抄
（施行期日）	（施行期日）抄
第一条	この省令は、平成十五年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則	（平成一五年七月一日国土交通省令第六九号）抄
（施行期日）	（施行期日）抄
第一条	この省令は、平成十八年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則	（平成一五年七月一日国土交通省令第六〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この省令は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則	（平成二三年一二月二〇日国土交通省令第六〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この省令は、平成二十九年一〇月一五日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則	（平成二九年一〇月一五日国土交通省令第六四号）抄

